令和7年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：　熊本県和水町　　令和　8年　7月31日公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男女の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	81.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.4%
全職員	68.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)役職別段階

役職段階	男女の給与の差異 （男女の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	ー
本庁課長相当職	81.8%
本庁課長補佐相当職	113.4%
本庁係長相当職	90.8%

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男女の給与に対する女性の給与の割合）
36年以上	0.0%
31～35年	93.2%
26～30年	96.6%
21～25年	80.2%
16～20年	92.3%
11～15年	75.9%
6～10年	94.4%
1～5年	88.3%

【説明欄】

・給与のうち、通勤手当、宿日直手当、児童手当、退職手当は除く。
・役職段階別の本庁部局長・次長相当職の区分に対象者が存在しないため記載なし。
・勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公開の対象となる年度までの年度単位で算出している。
・勤続年数別の「11～15年」については、男性に医師１名が含まれており、女性に育休を取得した5名が含まれているため、差異が大きくなっている。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	9.09%

【説明欄】

男性20名、女性2名

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	ー
本庁課長相当職	9.1%
本庁課長補佐相当職	38.5%
本庁係長相当職	31.4%

【説明欄】

・役職段階別の本庁部局長・次長相当職の区分に対象者が存在しないため記載なし。

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	50.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	―
女性	―

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	―	―
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	―	―
2週間以上1月以下	50.0%	0.0%	―	―
1月超3月以下	50.0%	0.0%	―	―
6月超9月以下	0.0%	0.0%	―	―
9月超12月以下	0.0%	50.0%	―	―
12月超24月以下	0.0%	50.0%	―	―
24月超	0.0%	0.0%	―	―

【説明欄】

・会計年度任用職員の男性、女性については、育児休業の取得対象者がいなかったため記載なし。
・常勤職員の男性は４名中２名が取得、常勤職員の女性は４名中４名が取得。

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	15.0時間／月
内部部局等以外	2.9時間／月

【説明欄】